



旧ソ連圏の分離紛争 その歴史とウクライナ侵攻への射程

カラバフ、アブハジア、南オセチア、沿下ニエストル。旧ソ連圏で生じた分離紛争に対して国際社会は、民族自決を尊重しつつ、国境線の変更を回避する解決策を探った。その両立は難しく、現状は解決からは程遠い。しかし分離紛争の放置は、ウクライナ危機にもつながっている。

2020年9月からの第二次カラバフ戦争はアゼルバイジャン側が勝利し、カラバフは占領地と旧自治州の一部を失った。写真は2020年12月、勝利を喜ぶアゼルバイジャン国民（AP／アフロ）

東京大学教授
松里公孝

まっざと きみたか 一九九六年東京
大学大学院法学政治学研究所博士号
取得。北海道大学教授などを経て現
職。専門はロシア史、ウクライナなど
旧ソ連圏の政治。著書に『ポスト社会
主義の政治』など。

ウラジーミル・プーチン露大統領が、「ドンバスの二共和国の保護」をウクライナ侵攻の口実にしたことから、国際社会が分離紛争を放っておくことの危険性が再び痛感されている。ドンバスの二共和国とは、二〇一四年のウクライナのユーロマイダン革命を不服としてウクライナからの分離を宣言したドネツク人民共和国、ルガンスク人民共和国である。

旧ソ連における分離紛争には二つの波があった。第一は、ソ連末期における自治単位（自治共和国、自治州など）の分離運動であった。そのうちカラバフ、アブハジア、南オセチア、沿ドニエストルが戦争にまで至った。第二は、一四年のウクライナのユーロマイダン革命への反抗として起こった。クリミアのロシアへの併合も、広義の分離紛争と言えるだろう。

ソ連末期の分離運動は、ソ連から独立しようとしたのではない。自分の「親」である連邦構成共和国、アゼルバイジャン、グルジア（現ジョージア）、モルドバから分離しようとしたのである。これら親共和国がソ連からの離脱傾向を強めたのに対して、「出ていきたいなら、どうぞご自由」。私たちはソ連に残りたい」と主張したのである。つまり、これらの運動の本質はソ連残留運動だった。ソ連が

一気に消滅してしまったので、これら旧自治単位は迷子（非承認国家）になってしまったのである。

国境線不変更原則と民族自決権の相克

第二次世界大戦後の世界では、大戦の反省から、既存の主権国家を特権化し、国境線の変更や新国家の誕生を極度に警戒するウエストフアリア主義が支配的になった。既存国家の特権化は、一九七五年、欧州安全保障協力会議（CSCE）ヘルシンキ会議最終文書中の国境線不変更の原則に結実した。国際連合は承認国家のみで構成される組織であるから、分離紛争が起こった際には親国家側の肩を持つ傾向が強く、紛争両当事者の信頼を得て紛争を調停する能力はあまりない。欧州安全保障協力機構（OSCE）のような、より中立的な国際組織が求められる所以である。

ハプスブルク帝国、オスマン帝国、ソ連、ユーゴスラビアのような多民族国家が解体した場合に、その跡地にどのような新国家を認めるかという問題について、国際法上は、民族自決権と *uti possidetis iuris*（旧国家の行政境界線が新国家の国境に転化する）の二つの解決法がある。戦間期東欧における民族自決権の推奨が多数の領土紛争を生み、ナチスの台頭を許してしまったことへの反省から、戦後は

uti possidetis juris が支配的な法理となった。そこから、ソ連やユーゴスラビアの解体後に新独立国家として認められるのは旧連邦構成共和国（最上級の行政単位）のみであり、自治共和国や自治州の独立は認めないという原則が生まれた。

しかしこの原則は、二〇〇八年以後、米国を先頭に、日本も含む一〇近い国が、旧ユーゴスラビアにおいてセルビア共和国内の自治州に過ぎなかったコンボの独立承認に踏み切ったことに示されるように、そもそも遵守が難しいものである。民族自決権を推奨すれば民族紛争を激化させてしまうように、uti possidetis juris を教条主義的に適用しても、同じ結果を生むのである。

権力分割方式か「和平のための土地割譲」か

「何とか分離政体を慰撫して親国家に戻さなければならぬ、国境線は変えたくない」ということで、国連やOSCE が伝統的に追求してきたのは、「分離政体が自主解散して親国家に戻る代わりに、親国家が連邦化して分離地域に領域自治を与える」という権力分割方式である。しかし、ポスト社会主義の紛争において、この方式が辛うじて成功したのは、 Dayton 合意（一九九五年）によるボスニ

ア・ヘルツェゴビナの再興くらいである。この国家連合 (confederation) も脆弱なものである。

一見意外な歴史的パラレルであるが、権力分割方式の成功例は、ソ連建国過程に見られた。ソビエト・ロシアの中央政権は、ソビエト・アゼルバイジャン、ソビエト・グルジアが前政権（非共産主義政権）から引き継いだカラバフ、アブハジア、南オセチアの実効支配を承認する代わりに、それら紛争地域に自治共和国、自治州などの領域自治を与えることを義務付けた。

当時のボリシェビキと今日の国際機関の政策の類似性は偶然ではない。ボリシェビキは、民族自決権を高らかに掲げながら、本音では、自分が継承したロシア帝国の領土を縮小したくなかった。今日の国際機関は、民族自決権にも目配りしながら、既存の国境線は変えたくない。だからいずれも権力分割方式を追求したのである。

しかし、かつてのボリシェビキほどには、今日の国際機関は権力分割方式をうまく実行することができない。ボリシェビキ政権は、地方政権が約束したことは守らせるだけの仮借なさで強制力を持っていた。今日の国際機関にはそれが無い。親国家が紛争地域への領域自治の付与を約束したとしても、それが守られる保証はない。分離政体の側と

しては、武力放棄・自主解散した後には、約束を破られてはたまらないということになる。いわゆるコミットメント問題である。

権力分割方式が成果を上げないので、分離政体が自分を実効支配している領域の一部を親国家に捧げることによって、その代償に独立を認めたらう。land-for-peace（和平のための土地割譲）方式が考案されるようになった。権力分割方式と違い、この場合は国境線は変更される。

キプロス紛争に対する二〇〇四年のコフィー・アナン国連事務総長の提案、パレスチナ紛争に対する二〇年一月のトランプ米政権の「平和と繁栄プラン」、二一年の北コソボでの紛争激化の中で浮上した、コソボが北部をセルビアに割譲する代わりに独立を承認させる案など、land-for-peace方式が次第に優勢になってきた。

エイキ・ベルグとシユペンド・クルサニの近著 (Eiki Berg and Shpend Kursani, *De Facto States and Land-for-Peace Agreements: Territory and Recognition at Odds?* London: Routledge, 2022) は、パレスチナ、コソボ、カラバフ、北キプロスの四紛争の実証研究に基づいて land-for-peace の可能性を探っている。ただし、ベルグとクルサニは、land-for-peace の実行を困難にする諸条件に

ついても詳述しており、この本は単純な政策提言本ではない。両著者は、現に起こっている紛争に対し、国際組織や関与国は、既存国家の領土保全や国境不変更のような抽象的な命題を教条的に適用するのではなく、「人命の犠牲を最小限に抑えて長期的停戦に持ち込むにはどうしたらよいか」という観点からアプローチすべきだと主張しているのである。

land-for-peace の成立条件とは

land-for-peace方式は、独立承認を得るために非承認国家が旧宗主国に捧げることができる実効支配地がないと成り立たない。ソ連末期に発生した四つの分離紛争についてそれを検討しよう。

カラバフ武装勢力は、カラバフ戦争の後期（一九九三～九四年）に旧カラバフ自治州の領域を大きく超えて、その約二倍のアゼルバイジャン内地を占領してしまった。九三年のアブハジアや、二〇〇八年の南オセチアがそうだったように、旧ソ連の分離紛争は、分離政体がソ連時代の自治領域を回復したところで普通は終わる。分離勢力は、たとえ軍事的な好条件があっても、かつての親共和国の内地にまで攻め込むようなことはしない。

カラバフ武装勢力の行動は、アルメニア指導部の反対を押し切ってなされたもので、旧ソ連では例外的な捷破りであったが、それによってカラバフは取引材料にできる広大な占領地を獲得した。その結果、カラバフ紛争はland-for-peace方式が一九九〇年代から追求された先行例になった。

南オセチアは、ダゴムイス停戦条約（一九九二年）によって、「グルジア人居住地はグルジア政府の支配地域、オセチア人居住地は南オセチア政府の支配地域」ときれいに分けられてしまったので、取引材料になるような実効支配地は最初からなかった。

アブハジアは、アブハジア戦争の結果、旧自治共和国領域を回復したが、それは、グルジア民族の支族とみなされるメグレリ人が居住するガリ郡（アブハジア南東部）を含んでいた。したがって、アブハジアがグルジアにガリ郡を捧げることで、land-for-peaceが成立する可能性があった。

沿ドニエストルにとってland-for-peaceの対象になりうるるとすれば、右岸にあり、戦間期にルーマニアに属していたベンデルイ市であろう。しかし同市においては、二〇〇四年時点でロシア系、ウクライナ系住民が計六〇％を超えており、また同市は一九九二年の軍事紛争の際に最

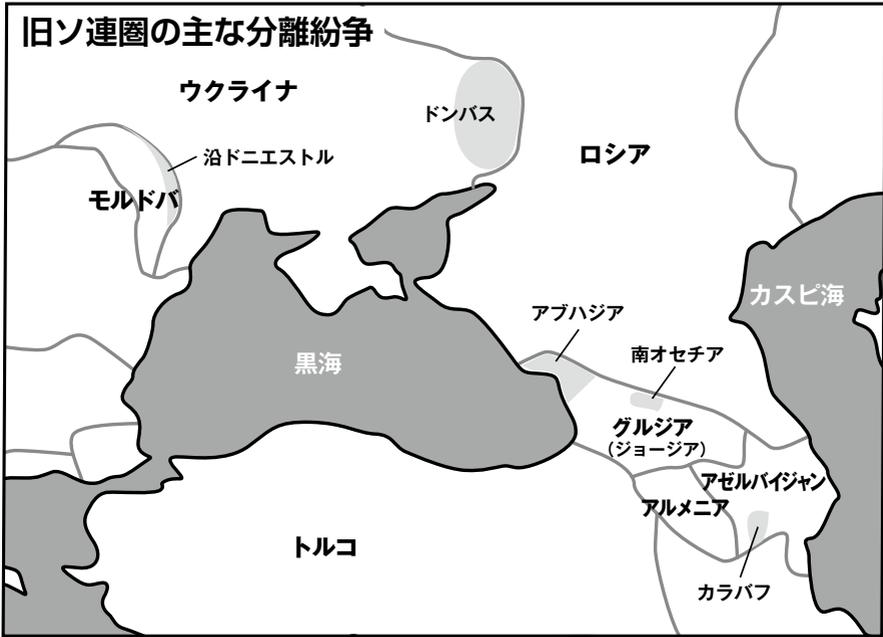
も多くの犠牲を払っているので、沿ドニエストル国家の正統性の観点から、モルドバに捧げるなどということは考えられない。

以上をまとめると、カラバフ紛争とアブハジア紛争については、land-for-peaceの客観的な可能性はあったのである。

「悪手」としての保護国化

南オセチア紛争とアブハジア紛争においては、かつての親共和国（グルジア）とパトロン国家（ロシア）の双方が、南オセチアとアブハジアを同じひとつの皿に載せてから切り分けようとする傾向があった。例えばグルジア代表団はロシア代表団に対して、「アブハジアの北部・中央部はお前たちにやるから、南オセチアとガリ郡は俺たちにくれよ」などと持ちかけた。逆もまた然りであった。

二〇〇八年四月の北大西洋条約機構（NATO）ブカレスト・サミットはグルジアとウクライナの将来的なNATO加盟を約束した。ロシア指導部（特に外務省）には、land-for-peaceにより領土問題の解決に協力することで、グルジアのNATO加盟を思いとどまらせることができるという幻想があった。〇八年の春ごろまでは、外交は明ら



かにグルジアに有利に展開していた。

なぜこのようなときに、南オセチアへの軍事侵攻（第二次オセチア戦争）という冒険をグルジアのミヘイル・サークシビリ大統領が選んだのかは、研究史上の論争点となってきた。アメリカ大統領選挙の年で、この問題が政治化してしまったということと、サーカシビリが前年一月の首都トビリシでのデモ鎮圧以来の支持率低下に苦しんでいたという両国の国内的な要因が大きかったと見られる。

二〇〇八年八月の第二次南オセチア戦争の後、ロシア軍がグルジア内地（上カルトリ県）を一時的に占領したことも、その狙いが研究史上の謎となっている。筆者の調査で、この短い占領期に、ロシアのドミトリー・メドベージェフ大統領が、「今度こそ国家連合案をグルジアに吞ませるから、何とかグルジアに戻ってくれないか」とアブハジア大統領を説得していたことが明らかになっている。おそらく同じ説得は、南オセチアの大統領に対してもなされ、失敗していただろう。

メドベージェフ大統領が、この時点でアブハジアや南オセチアが国家連合案を吞むと考えていたとすれば、なんとも非現実的であるが、両国の承認、事実上の保護国化という外交上の悪手を避けようと必死だったのだろう。本来は、

グルジアでサーカシビリ政権が倒れ、「グルジアの夢」政権が成立した時点で、ロシアとグルジアが再接近してもおかしくなかったが、ロシアが分離政体を承認したため、両国間の敵対的な関係が永続化されてしまった。

二〇二二年のウクライナとの戦争についても、「ドンバス二共和国の承認（二月二日）にとどめる」という選択肢がロシア指導部内で検討されていなかったとは考え難い。しかし、「承認すれば、いずれにせよウクライナとの関係は修復不能になるので、それなら先制的に開戦してしまえ」という冒険主義が勝ったのであろう。

軍事的解決は回避できたか

カラバフ紛争は、取引材料になる広大な占領地の存在にもかかわらず、「land-for-peace」方式では解決されなかった。和平案の字句は、OSCEミンスク・グループのリスボン・サミット（一九九六年）からマドリッド・サミット（二〇〇七年）、さらに修正マドリッド原則へと次第に巧緻性を増したが、「アゼルバイジャンはカラバフの独立は絶対に認めない、カラバフは独立以外の条件には絶対に同意しない」という根本矛盾は解決されなかったからである。アゼルバイジャン側の認識では、カラバフは分離政体でも非承認国

家でもなく、単なるアルメニアによる占領なのだから、独立承認などという選択肢は出てこないのである。

交渉の停滞自体は紛争両当事者の立場の非妥協性から生じたものだったが、ステータス・クオ（現状維持）から利益を得ていたのはカラバフ・アルメニア側だった。ロシアも含めてOSCEミンスク・グループの共同議長国は、カラバフ・アルメニア側への苛立ちを募らせてゆく。

トランプ政権の孤立主義のため、二〇一七年以降、シリア戦争は、アスタナ・プロセス（ロシア、トルコ、イランの協議）により管理されるようになった。その結果、シリア、リビア、カラバフの三紛争が、上記三国の貸借関係で動くようになった。一時はダマスカスを占領する勢いだったイスラーム過激派がイドリブに封じ込められてしまったということは、トルコがロシアにより多く譲ったということである。レジェップ・エルドアン大統領は、カラバフ問題で、その代償をプーチンに求めるようになる。

しかし、筆者の観察では、極端にトルコに宥和的なのはロシアの大統領府であって、同国の国防省、外務省、特務機関などは、帝政以来のトルコ脅威論を抱き続けている。アルメニア外交に巻き返す余地は大いにあっただろうが、二〇一八年のアルメニア四月革命により首相となったニコ



2008年第二次オセチア戦争で、南オセチアから自国に帰還するロシア軍の戦車（ロイター／アフロ）

ル・パシニャンは、外交やカラバフ問題について無知であった。このポピュリスト政権は、旧政権に近いとみなされていたアルメニア軍部も敵視して、アルメニアの国防力をすっかり弱めてしまった。

二〇年の第二次カラバフ戦争は、アルメニア・カラバフ側の完敗に終わり、カラバフは占領地のすべてと旧自治州のうち南部二郡を失った。

ポスト・ソ連の分離紛争に対しては、権力分割（連邦化）、land-for-peaceと云う二つの解決法が浮上した。land-for-

peaceはより現実的な方法であったが、これは、分離政体が親国家に捧げられる土地を持っていないと成り立たない。カラバフ紛争とアブハジア・南オセチア紛争は、その条件を満たしていた。しかし、これら紛争においてさえland-for-peaceが実現されなかったため、パトロン国家による承認・保護国化（南オセチア、アブハジア、ドンバス二共和国）、親国家による軍事的征服（カラバフ）という、将来に禍根を残す「解決」がなされた。いまや、二度目の戦争を経験せず、一九九〇年代以来のステータス・クオが継続しているのは沿ドニエストル紛争のみという状況になつてしまった。

分離紛争は、分離政体の側は独立以外の条件には同意せず、親国家の側は独立だけは絶対に認めないという根本対立を抱えているのが普通であり、そもそも当事者を交えた交渉では解決が難しいものである。もたもたしているうちに、パトロン国家による保護国化か、親国家による軍事征服かという、国際社会にとっては不幸な結果が出てしまう。私見だが、協議離婚が難しい場合には調停離婚がなされるように、国際司法的な方法を取り、当事者には従ってもらえない。それができなければ、結局、保護国化または軍事的征服に行きつくことになる。●